

坂出港事業継続計画

坂出港事業継続連絡協議会

－ 目 次 －

1. 坂出港BCPの目的と基本方針	1
1.1 坂出港BCPの目的	1
1.2 坂出港BCPの基本方針	1
2. 坂出港BCPにおける前提条件	2
2.1 想定する事象と事態	2
3. 港湾機能回復の目標及び方針	7
3.1 機能回復の方針	7
3.2 目標設定の前提条件	8
3.3 回復目標の設定	8
4. 港湾機能回復に向けた各主体の連携及び手順	11
4.1 坂出港BCPの発動	11
4.2 初動時（津波警報等が解除されるまで）	11
4.3 各活動における各主体の役割と連携	15
5. マネジメント計画	24
5.1 事前計画	24
5.2 教育・訓練計画	24
5.3 見直し等の計画	25
6. 連絡先	26

1. 坂出港BCPの目的と基本方針

1.1 坂出港BCPの目的

港湾は産業や国民生活を支える上で重要な機能を果たしており、南海トラフ地震などの大規模災害の発生が懸念されている中、施設整備による災害予防や軽減のみではなく、発災後の機能維持や早期回復に向けたソフト施策も併せた取り組みが重要となっている。

また、災害発生時には、港湾の事業継続のために、施設の運営管理に必要な関係者の連携や取り組みが重要となる。

これらについて、事前に関係者間の協議による「坂出港BCP」を策定することで、必要な事前対策及び発災後の役割や手順を明確化し、災害時に港湾関係者が連携し、迅速かつ的確な対応を行い、港湾機能の損失低減や回復時間の短縮を図ることを目的とする。

また、「香川県石油コンビナート等防災計画」等の関連計画にも留意し、二次災害の防止等にも努めるものとする。

1.2 坂出港BCPの基本方針

1) 関係者間の連携

坂出港の機能は様々な関係者によって支えられており、これら関係者間の信頼に基づいた連携が港湾機能の継続の上で重要であることから、計画策定からその活動に至るまで、多くの関係者が連携しながら協働し、迅速かつ的確に各々の役割を実行することが重要である。

2) PDCAサイクルの適用

港湾BCPにおいては、災害後の対応のみを対象としているのではなく、事前に取り組む事項についても計画として整理しているものであり、訓練等の継続的な取り組みを通じて実効性を向上させることが重要である。

「坂出港BCP」においても、PDCAサイクルに則って、港湾の事業活動等環境の変化や対象とする災害等に対する新たな知見、教育・訓練等の事前の活動を通じて抽出される課題などに対応することによって発展的改善を図ることとする。

3) 連絡協議会の継続

上述したように、関係者間の連携を前提とした「坂出港BCP」を策定あるいは変更し、各種のマネジメント活動を実施していくにあたり、連絡協議会を継続させる必要がある。このため、連絡協議会の事務局及び構成員においては、異動等の際の引継ぎなどに配慮し、円滑な協議会運営に協力するものとする。

2. 坂出港BCPにおける前提条件

2.1 想定する事象と事態

(1) 想定する事象

本BCPでは、当面、南海トラフ地震「発生頻度の高いもの(L1)」(「香川県地震・津波被害想定(第四次公表 平成26年3月)」以下、「第四次公表」と呼称する)を想定する。

【考え方】

- 1) 「香川県地震・津波被害想定調査報告書(平成26年6月香川県)」においては、以下の地震を対象として、香川県内における被害を想定している。このうち、南海トラフ(発生頻度の高いもの(L1))については、平成26年3月に「第四次公表」として、内閣府と相談しながら検討したモデルを用いた震度分布や津波の浸水域を見直した上で被害を推計、被害のシナリオを作成している。

タイプ	海溝型地震		直下型地震	
	南海トラフ		中央構造線	長尾断層
震源域	最大クラス(L2)	発生頻度の高いもの(L1)		
地震	(Mw9.0)	○	(M8.0)	(M7.1)
津波	(Mw9.1)	(宝永 Mw8.9、安政 Mw8.8)	—	—

Mw：モーメントマグニチュード M：気象庁マグニチュード

(出典：香川県地震・津波被害想定調査報告書(平成26年6月香川県))

- 2) 上記報告書では、坂出市においても「南海トラフ(最大クラス(L2))」による被害が最も甚大で、ついで「中央構造線」による地震と試算されており、「南海トラフ(発生頻度の高いもの(L1))」ではこれらに比べると小さい被害となっているが、
- ①津波の発生は、一般に、応急復旧活動や物資輸送等の港湾等沿岸部の各活動に与える影響が少なくないことから、津波を伴う災害を考慮しておくことが有意であること
 - ②「南海トラフを震源とする地震」の発生が切迫していること
 - ③先行して策定されている四国内他港のBCPが「南海トラフ地震(L1)」想定地震としていること

などの状況を鑑み、ここでは当面、「南海トラフ地震(L1)」を対象に「坂出港BCP」を策定し、その後、PDCAサイクルに則って、訓練や事前計画の実施などを通じて実効性を高めるとともに、「南海トラフ地震(L2)」への対応を視野にBCPを更新する。

(2) 想定される事態

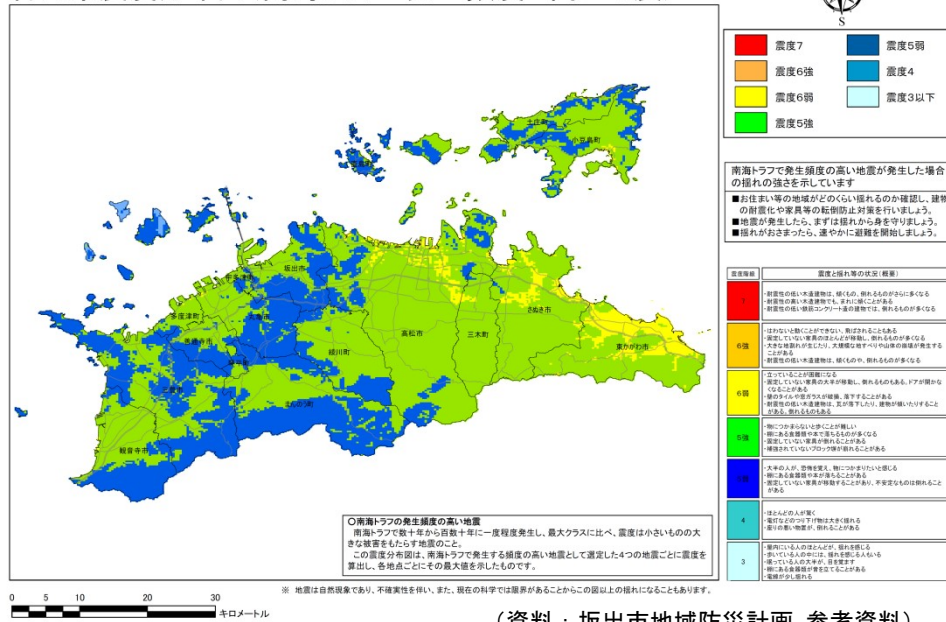
「第四次公表」によれば、「南海トラフ(発生頻度の高いもの)」が発生した場合、坂出市では以下のように予測されている。

【震度】5弱～5強

【液状化】坂出港を含む臨海部を中心に液状化の危険度A(かなり高い)が、広範囲に分布。

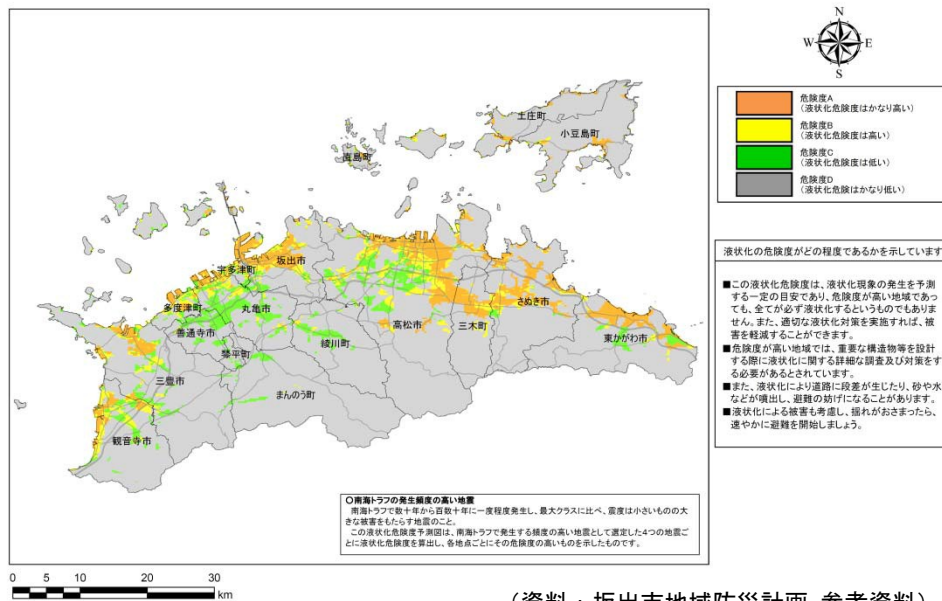
【津波】耐震強化岸壁のある西ふ頭地区及び西運河地区の一部の箇所では0.3mまでの浸水。東運河付近の広いエリアで1.0mまでの浸水(1.0mを超える箇所も一部点在)。東部の青海町周辺で広い範囲で1.0mを超える浸水。

香川県震度分布図(南海トラフの発生頻度の高い地震)



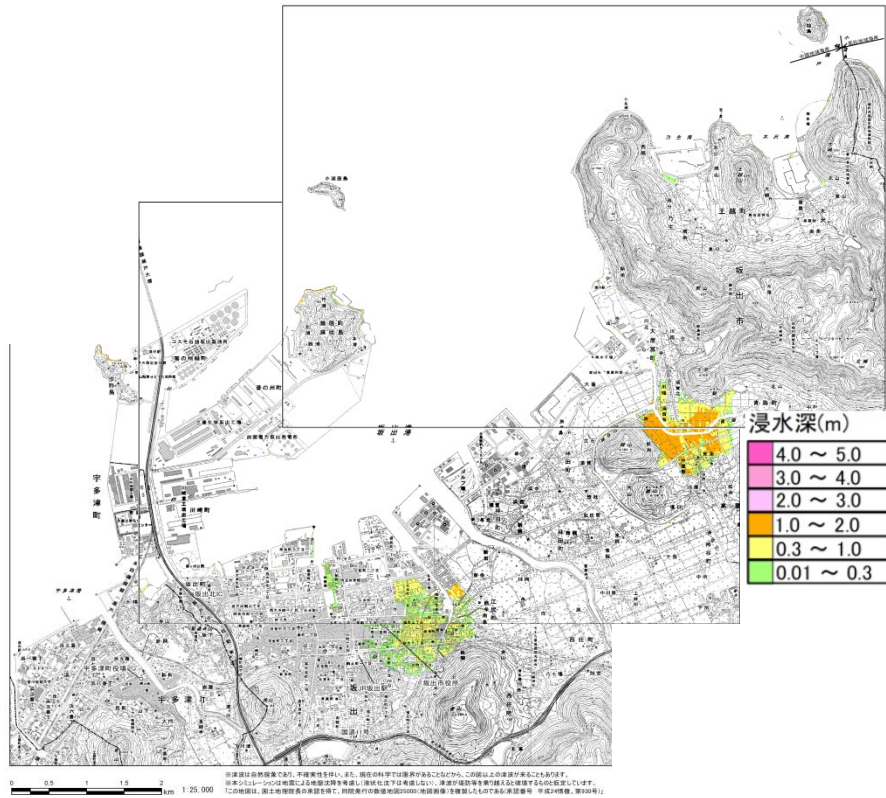
(資料：坂出市地域防災計画 参考資料)

香川県液状化危険度予測図(南海トラフの発生頻度の高い地震)



(資料：坂出市地域防災計画 参考資料)

坂出港周辺の浸水予測図（南海トラフの発生頻度の高い地震）



(資料：坂出市地域防災計画 参考資料)

(3) 被災直後に懸念される物流機能面の影響

坂出港BCPにおける被災直後に懸念される物流機能面の懸案事項としては以下のよう
なものが想定される。

【港湾】

- ・ 落水物やガレキ等の漂流、沈水による水域施設(泊地・航路)の機能低下
- ・ 地震・津波によるヤード等の浸水や液状化による沈下に伴う事務所・岸壁・荷役機械等
の機能喪失

【その他陸域等】

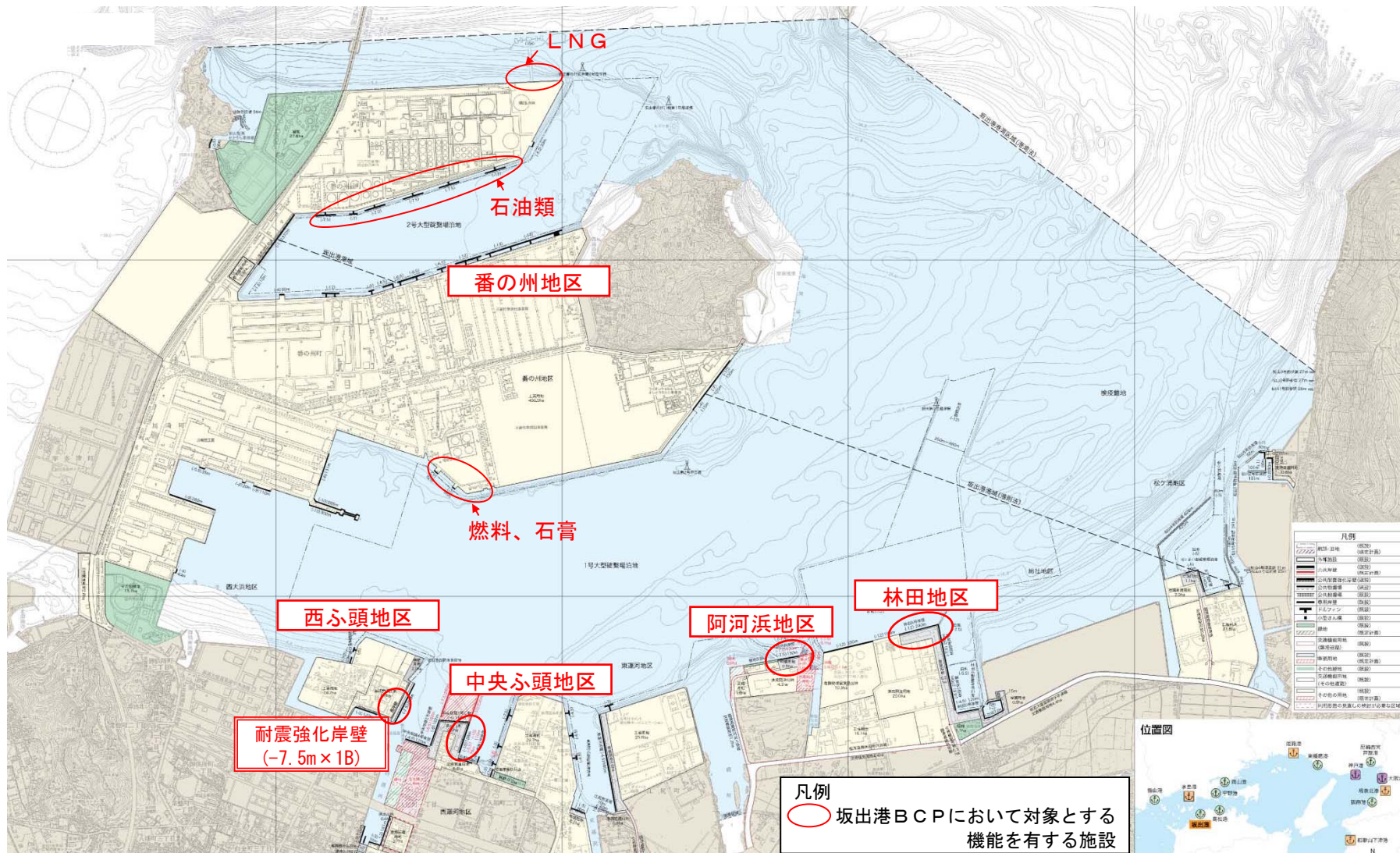
- ・ 浸水、液状化、隣接建物の倒壊等に伴う道路交通機能低下
- ・ 市役所等の庁舎や関係者事務所の被災(浸水含む)に伴う業務機能の一時的停止・低下

また、坂出港各地区の主要岸壁・護岸の簡易(チャート式)耐震診断(南海トラフの発生
頻度の高い地震)の結果を勘案した被災想定は下表に示すとおりである。

地区名	被災想定
林田地区	実際の被災状況により利用上支障が生じる可能性がある。
阿河浜地区	利用上大きな支障が生じないと見込まれる。
中央ふ頭地区	実際の被災状況により利用上支障が生じる可能性がある。
西ふ頭地区 (耐震強化岸壁)	利用上大きな支障が生じないと見込まれる。
番の州地区	一部の護岸では被災状況により利用上支障が生じる可能性がある。

以上から、公共ふ頭は大きな支障がなく利用できる可能性が高く、西ふ頭地区耐震強化岸
壁での緊急物資輸送への対応も可能であると考えられる。

【坂出港BCPで着目する港湾機能】

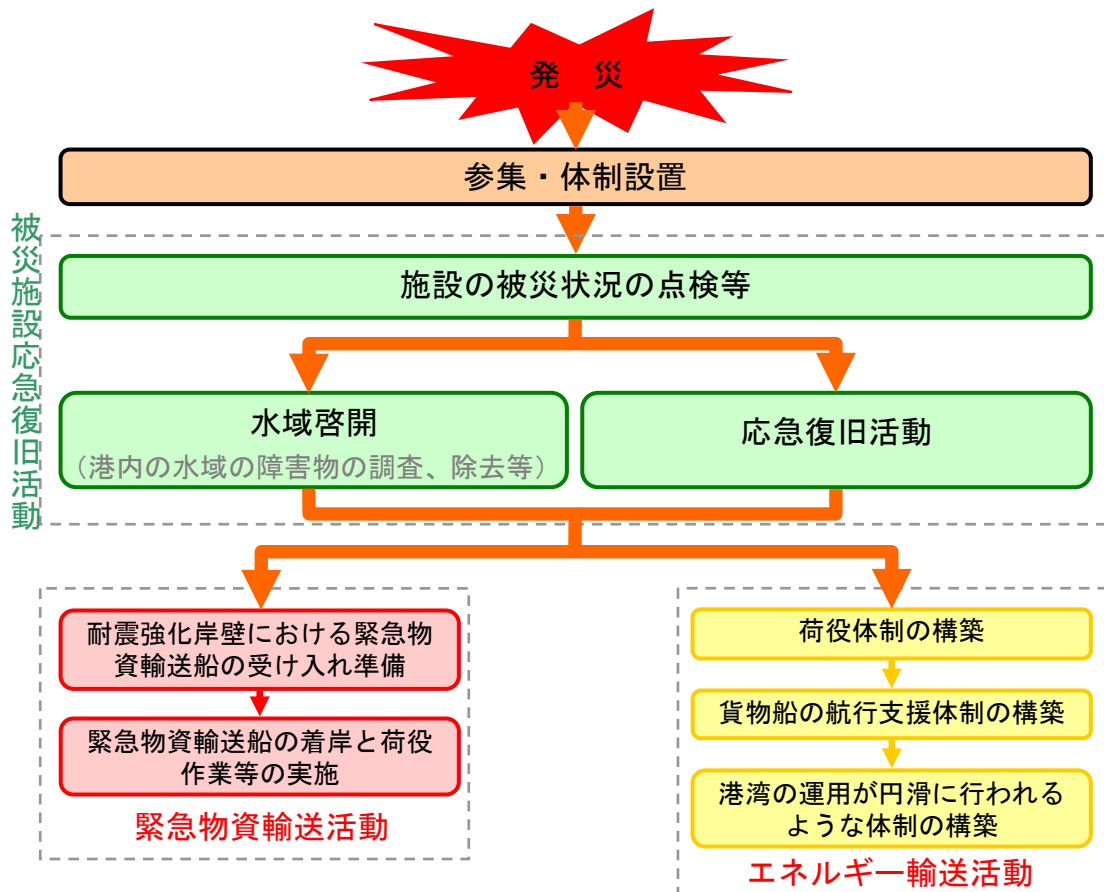


3. 港湾機能回復の目標及び方針

3.1 機能回復の方針

対象とする物流機能は、市民の生活物資の確保のための緊急物資輸送機能、坂出港の背後及び四国広域への影響が考えられるエネルギー輸送機能を対象とする。

- ・ 緊急物資輸送機能：発災直後は、被災者の救援・救護活動とともに、避難者への緊急物資の輸送と確保が必要
- ・ エネルギー輸送機能：企業の生産活動及び市民生活に必要なエネルギー関連貨物は、復興に不可欠であり、早期の機能回復が必要。特に坂出港は取扱貨物の多くをエネルギー関連貨物が占めており、四国におけるエネルギー拠点としての重要な役割を担っている。



被災後の港湾機能回復活動の流れ

3.2 目標設定の前提条件

港湾機能の回復目標の設定にあたっての前提条件は以下のとおりとする。

- ・回復目標を設定する上で、津波警報・注意報の解除等を想定。
- ・津波警報・注意報の解除等がされるまでの間に、航路啓開及び施設復旧の範囲・対象の絞り込みなどを行う。

3.3 回復目標の設定

(1) 緊急物資輸送活動

① 回復目標の設定

緊急物資輸送機能の回復については、被災地における各家庭及び自治体等での緊急物資備蓄量を3日分と想定し、発災後3日以内に最小限の海上輸送ルートを確認するものとし、その後、順次緊急物資輸送ルートの拡充を図ることを目標とする。

② 復旧の優先順位の考え方

最も優先して復旧を行うのは、西ふ頭地区耐震強化岸壁とする。なお、同耐震強化岸壁、それに付随するアクセス機能の被害が大きい場合は、被害の軽微な他地区の岸壁等を優先して復旧を行う。

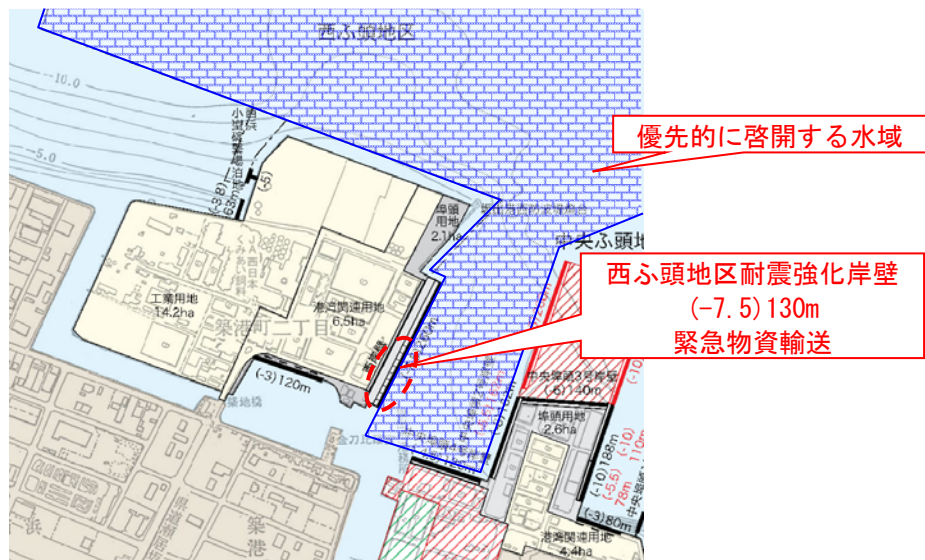
復旧の優先順位の考え方（緊急物資輸送活動）

優先的に確保すべき施設	考え方
西ふ頭地区耐震強化岸壁 (岸壁、水域施設、道路等)	緊急物資輸送のための耐震強化岸壁に至る海・陸の輸送ルートを復旧

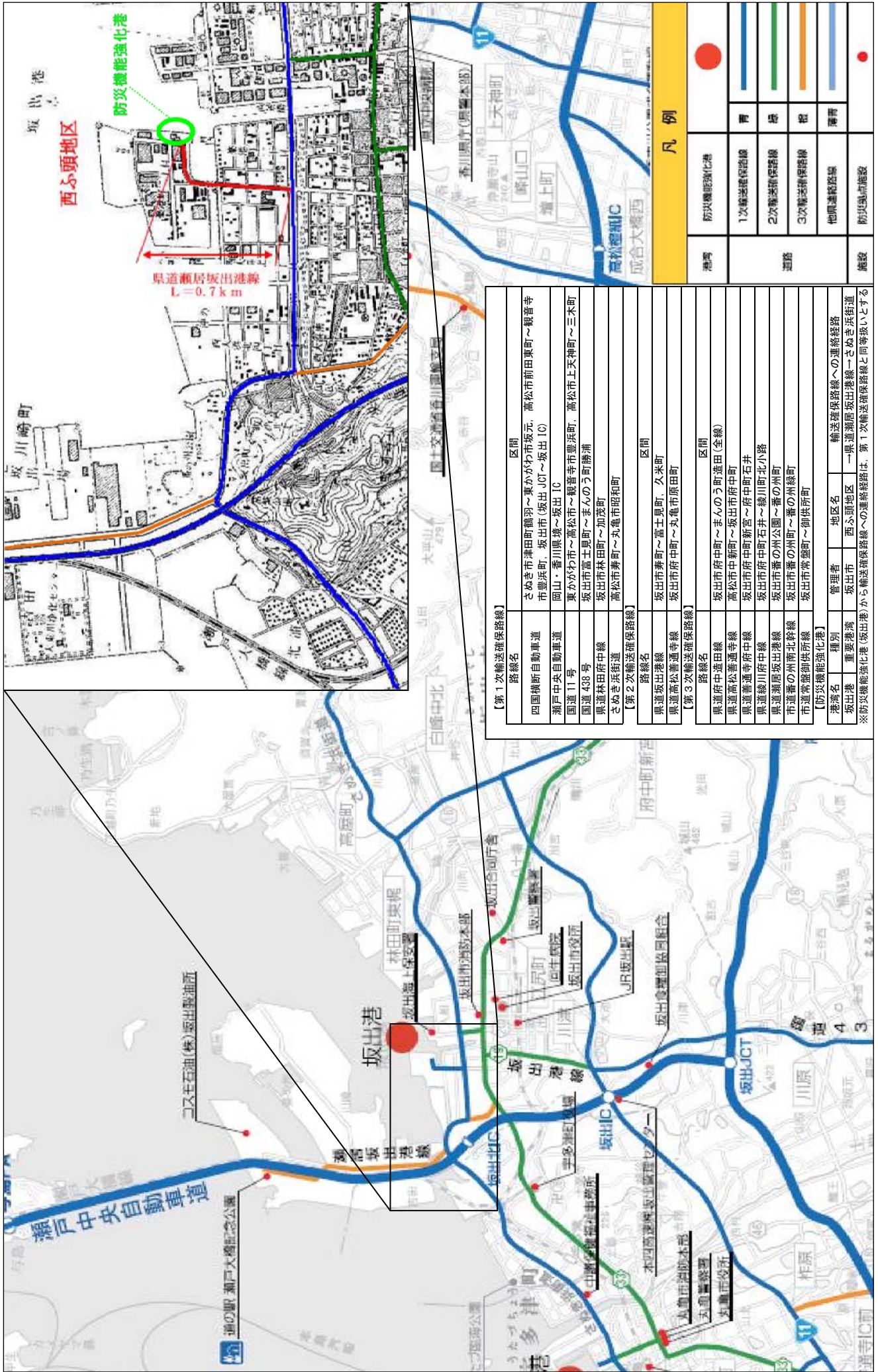
③ 暫定供用について

発災後3日以内に、耐震強化岸壁（西ふ頭地区耐震強化岸壁）等で緊急物資の受入を開始出来るよう、被災状況及び緊急物資輸送船舶の諸元等に応じて、施設供用の範囲や水深を決定する等により、暫定供用を行う。

- ・暫定供用は、緊急物資輸送船が安全に航行・離着岸できる範囲とし、対象船舶の船型や航路・泊地の形状、現場条件等を踏まえ、安全が確認された時点から供用開始する。
- ・緊急物資輸送のための暫定供用開始後も、引き続き航路啓開・被災施設の応急復旧を実施する。



緊急物資輸送に用いる耐震強化岸壁



【第1次輸送確保路線】				
路線名	区間			
四国横断自動車道	さぬき市津田町鶴羽～車かわわ市坂元、高松市前田東町～観音寺市豊浜町、坂出市(坂出JCT～坂出IC)			
瀬戸中央自動車道	岡山・香川県境～坂出IC			
国道11号	東かがわ市～高松市～観音寺市豊浜町、高松市上天神町～三木町			
国道438号	坂出市富土見町～まんのう町勝浦			
県道林田田府中線	坂出市林田町～加茂町			
さぬき浜街道	高松市寿町～丸亀市昭和町			
【第2次輸送確保路線】				
路線名	区間			
県道坂出港線	坂出市寿町～富土見町、久米町			
県道高松普通寺線	坂出市府中町～丸亀市原田町			
【第3次輸送確保路線】				
路線名	区間			
県道府中造田線	坂出市府中町～まんのう町造田(全線)			
県道高松普通寺線	高松市中新町～坂出市府中町			
県道普通寺府中線	坂出市府中町新宮～府中町石井			
県道綾川府中線	坂出市府中町石井～綾川町北小路			
県道瀬戸居坂出港線	坂出市番の州公園～番の州町			
市道常盤御供所線	坂出市番の州町～番の州緑町			
市道常盤御供所線	坂出市常盤町～御供所町			
【防災機能強化港】				
港湾名	種別	管理者	地区名	輸送確保路線への連絡経路
坂出港	重要港湾	坂出市	西ふ頭地区	一県道瀬戸居坂出港線→さぬき浜街道
防災機能強化港	坂出港	坂出市	西ふ頭地区	※輸送確保路線は、第1次輸送確保路線と同等級とする

凡例	
港湾	防災機能強化港
道路	1次輸送確保路線
	2次輸送確保路線
	3次輸送確保路線
	他輸送確保路線
施設	防災拠点施設

【参考】緊急輸送路

(資料：坂出市地域防災計画 参考資料より作成)

(2) エネルギー輸送活動

① 回復目標の設定

エネルギー輸送機能の回復については、番の州地区のエネルギー関連企業からのエネルギー供給（電力、石油製品等）を早期に開始することを目標とする。

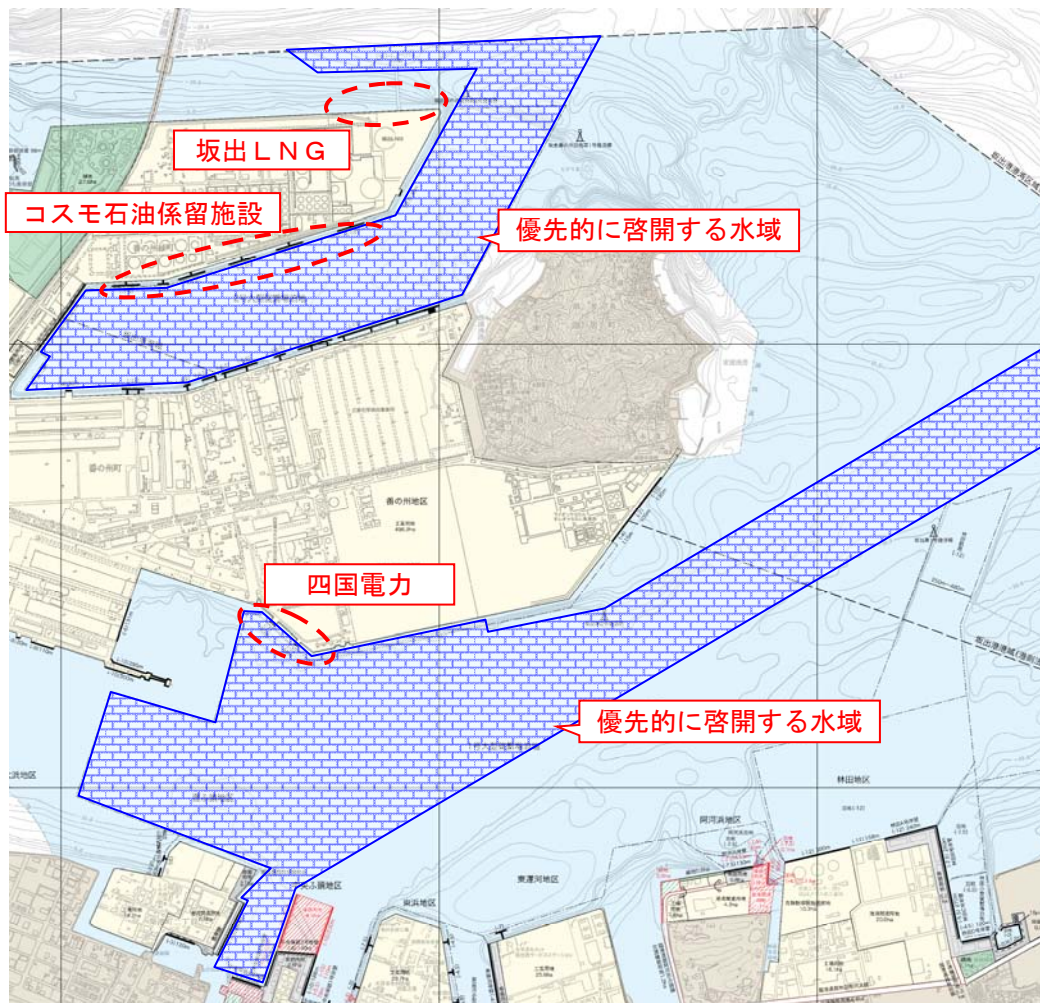
エネルギー輸送に関連する貨物は、地震発生後、早期に平時の取扱量を確保することを目標とし、迅速かつ的確に入出荷作業を再開することを目標とする。

② 復旧の優先順位の考え方

緊急物資輸送を最も優先して復旧を行うが、早期復興活動、生活に必要なエネルギー機能の回復のため、番の州地区の四国電力(株)坂出發電所、坂出LNG(株)、コスモ石油(株)坂出物流基地等の係留施設（ドルフィン等）に至る水域（1号大型碇繋場泊地、2号大型碇繋場泊地と泊地につながる水域）、護岸等の復旧を図る。水域施設、護岸、それに付随する機能の被害が大きい場合は、被害の軽微な他地区の岸壁等を優先して復旧を行い、代替として利用することも視野に入れる。

復旧の優先順位の考え方（エネルギー輸送活動）

優先的に確保すべき施設	考え方
番の州地区エネルギー輸送関連施設 (護岸、岸壁、水域施設等)	エネルギー輸送確保のための番の州地区に至る海・陸の輸送ルート及び周辺施設を復旧 ・主要貨物（石油製品、LNG、石炭、重油等）



エネルギー輸送に必要な復旧対象施設

4. 港湾機能回復に向けた各主体の連携及び手順

4.1 坂出港BCPの発動

坂出港BCPは、以下の①、②のいずれかの状況となった場合に自動的に発動する。

- ① 坂出港周辺地域で震度5弱以上の地震が発生したとき
- ② 香川県に津波警報、大津波警報が発表されたとき

4.2 初動時（津波警報等が解除されるまで）

基本的に津波警報等が解除されるまでは、各自組織BCP等に準拠して活動を行うものとする。

津波警報等解除後、港湾施設に被災が見られる場合や、緊急物資輸送、エネルギー輸送等への対応が必要となる場合は、坂出港BCPに則った各活動の実施に移る。

なお、初動の段階において、早期に津波警報が解除され、港湾施設に被災がなく、坂出港で緊急物資輸送取扱いの見込みがないと判断される場合には、通常の港湾活動に戻るものとする。その判断は坂出港事業継続連絡協議会（事務局：高松港湾・空港整備事務所、坂出市建設経済部みなと課）が行い、各会員に発信する。

① 避難

地震が発生したら、迅速に避難し身の安全を守る。

津波の発生が想定された場合、情報収集に努めるとともに参集のための準備を行う。

なお、沿岸部への津波到達時間に十分注意し、津波警報が解除されるまで水際に近づかないようにすること。

② 安否確認

会員は、各自組織の安否確認を行う。

③ 通信手段の確保

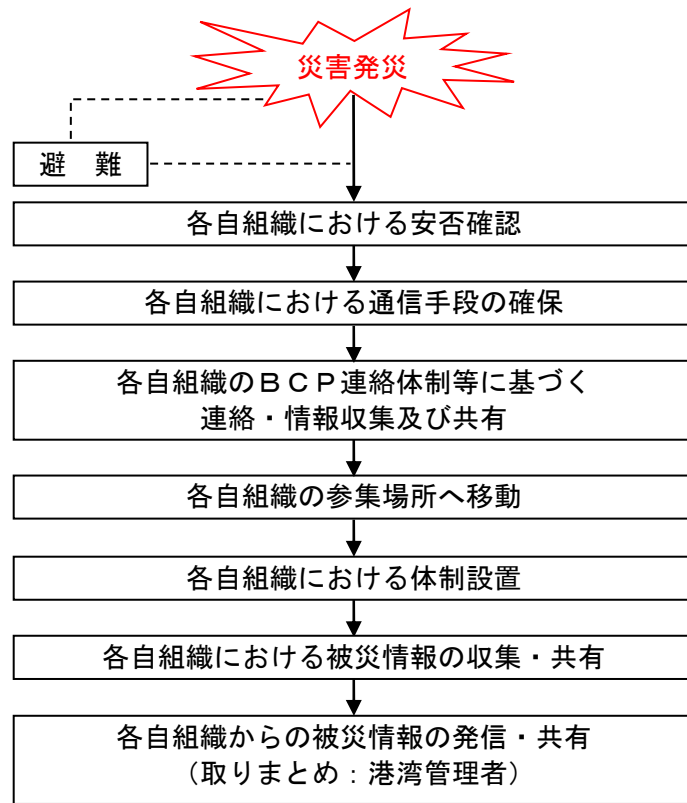
会員は、各自組織で利用が想定されている連絡手段（防災行政無線、衛星携帯電話、固定電話、携帯電話、PC・携帯電話等）を確保する。

④ 被災情報収集

会員は、各自組織で定められた連絡体制により、被災情報の収集情報・共有を図る。

⑤ 情報発信

会員は、協議会における連絡体制により、被災情報の共有を図る。



初動行動フロー

※ 情報連絡

被災状況により、電話、インターネット等による情報連絡が困難な場合には、関係者は以下の坂出港の緊急時の活動拠点へ出向くなど情報収集に努める。

被災状況は、以下の坂出港事業継続連絡協議会事務局（高松港湾・空港整備事務所もしくは坂出市建設経済部みなど課）に別紙「坂出港被害情報記入シート」等により速やかに連絡すること。

- 坂出市建設経済部みなど課
香川県坂出市室町2丁目3番5号 合同庁舎4階
TEL：0877-44-5010
FAX：0877-44-0086

- 国土交通省 四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所
香川県高松市浜ノ町7番9号
TEL：087-851-5524
FAX：087-826-1210

電話、インターネット等が長期間使用できない場合は、必要に応じて協議会事務局が作成する情報誌等により情報の共有を図る。

【別紙】被災状況記入シート（例）

関係者は下記シート（例）に記載するなどにより、坂出港事業継続連絡協議会事務局に周辺被災状況等について報告する。

坂出港被害状況記入シート

坂出市建設経済部みなと課 行
TEL : 0877-44-5010
FAX : 0877-44-0086

記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

● 機関名・企業名

● 担当者名

● 連絡先

● 港湾施設の被災状況

区分	被災状況
例) ・ 当社事務所の前の道路	例) ・ 道路が陥没し、車両の通行が困難

● 問題点・協議が必要な事項

4.3 各活動における各主体の役割と連携

4.3.1 応急復旧活動

【考え方】

- ・ 国による緊急支援物資の到着目標（最短4日目）が達成できるよう、発災後72時間以内に緊急物資輸送用の施設が利用可能となるよう、優先して応急復旧を実施。その後、他の施設についても順次、利用可能とすることを旨とする。
- ・ 海上の作業等については津波注意報解除（発災から20時間後）と設定。
- ・ なお、復旧等に関する資材・人員等の確保、配備については、四国地方整備局が包括的に各建設系団体と災害時協力の協定を締結しており、広域的災害においては、四国地方整備局が調整を図ることとしている。

【応急復旧における連携及び手順】

① 施設の被災状況の点検

発災直後に被災情報を入手し、被害の概要を把握する。なお、港湾施設の被災点検においては、耐震強化岸壁に接続する水域の被災点検を優先して行う。また、被災点検結果については、関係者間で情報共有を図る。（取りまとめ：港湾管理者）

○点検の役割分担

- ・ 公共港湾施設の点検（高松港湾・空港整備事務所、坂出市建設経済部みなど課）
- ・ 専用港湾施設は所有企業

○被災点検方法

点検は主として、目視。被災箇所的位置、延長、被害程度、被害状況の概略を把握する。

○被災点検内容

- ・ 名称及び所在地
- ・ 被害の程度、状況
- ・ 応急の措置を講じた場合には、当該措置の内容等

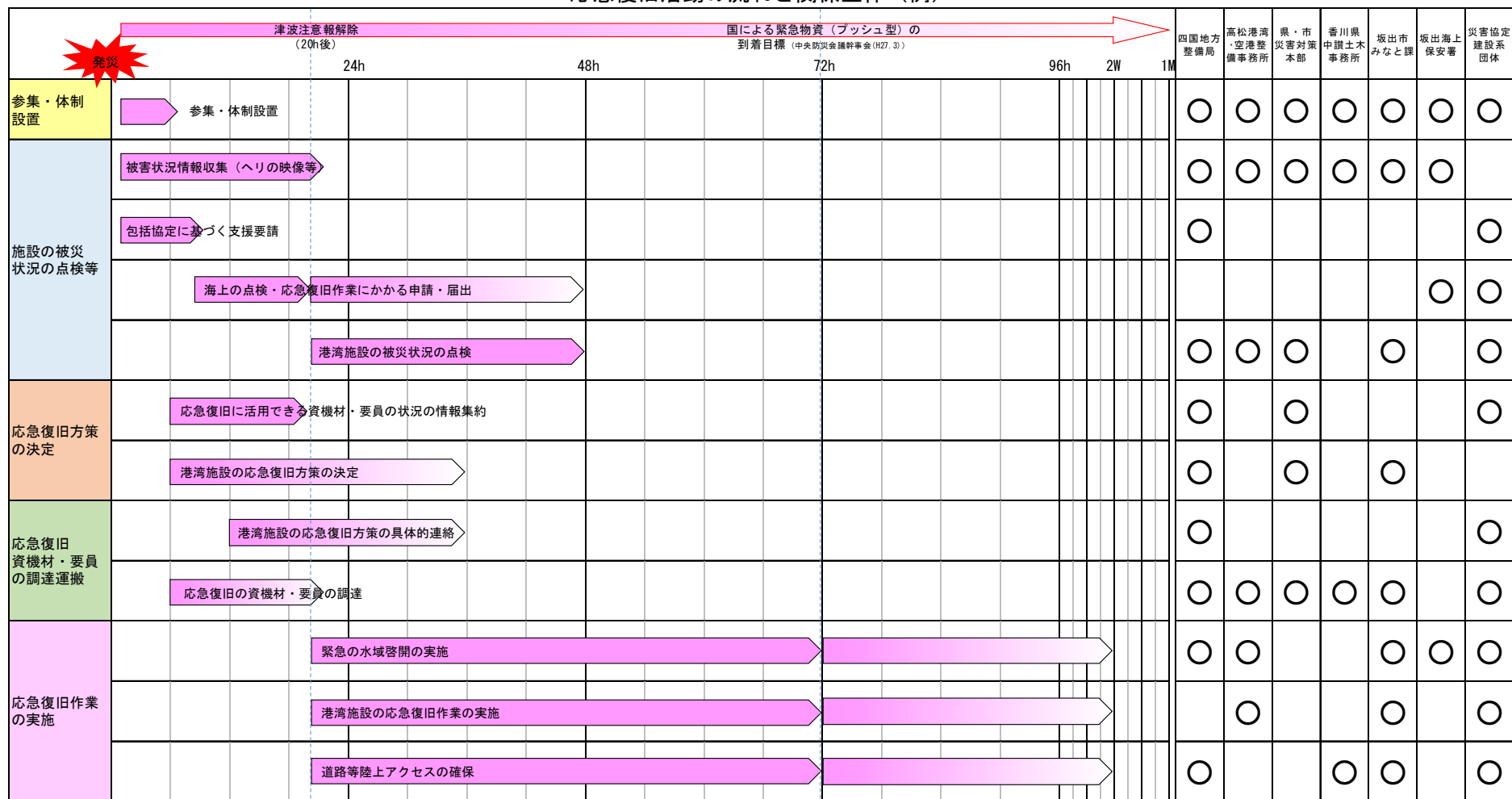
② 応急復旧作業の実施

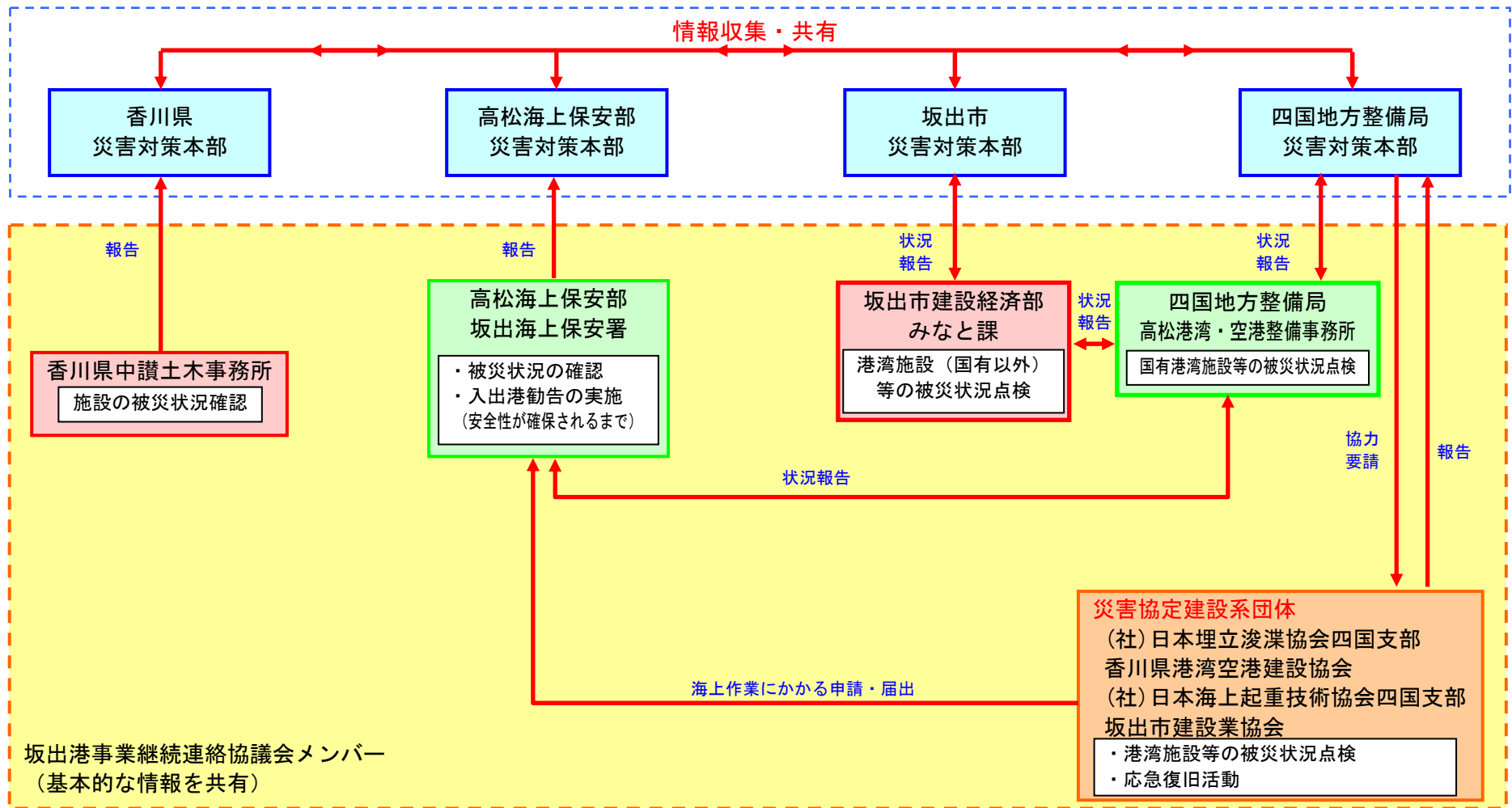
耐震強化岸壁（西ふ頭地区耐震強化岸壁）に接続する航路・泊地について、航路啓開を実施するとともに同耐震強化岸壁、背後ヤード、道路等の応急復旧を行い、港湾機能の早期回復を図る。

なお、同耐震強化岸壁、それに付随するアクセス機能の被害が大きい場合は、被害の軽微な他地区岸壁等の機能回復を図る。

連携及び手順は次ページに示すような流れを想定する。

応急復旧活動の流れと関係主体（例）





※各機関の具体的な連絡先については、巻末の「坂出港事業継続連絡協議会名簿・連絡先一覧」を参照のこと。

応急復旧活動の連絡体制（案）

4.3.2 緊急物資輸送活動

【考え方】

- ・ 国による緊急支援物資の到着目標（最短4日目）が達成できるよう、発災後72時間以内に緊急物資輸送船を順次入港。
- ・ 国による香川県内向け緊急物資は、輸送拠点としての「サンメッセ香川（高松市）」へ一旦輸送。そこから配送する流れ。

【耐震強化岸壁における緊急物資輸送船の受け入れ準備】

- ・ 緊急物資輸送船が入港、着岸してから直ちに荷役が行えるよう体制を構築する。
- ・ 緊急物資輸送船の着岸を支援するための、着岸位置の標示や綱取りが実施できる体制を構築する。
- ・ 緊急物資輸送船が着岸した後、直ちに荷さばきを開始できる体制を構築する。

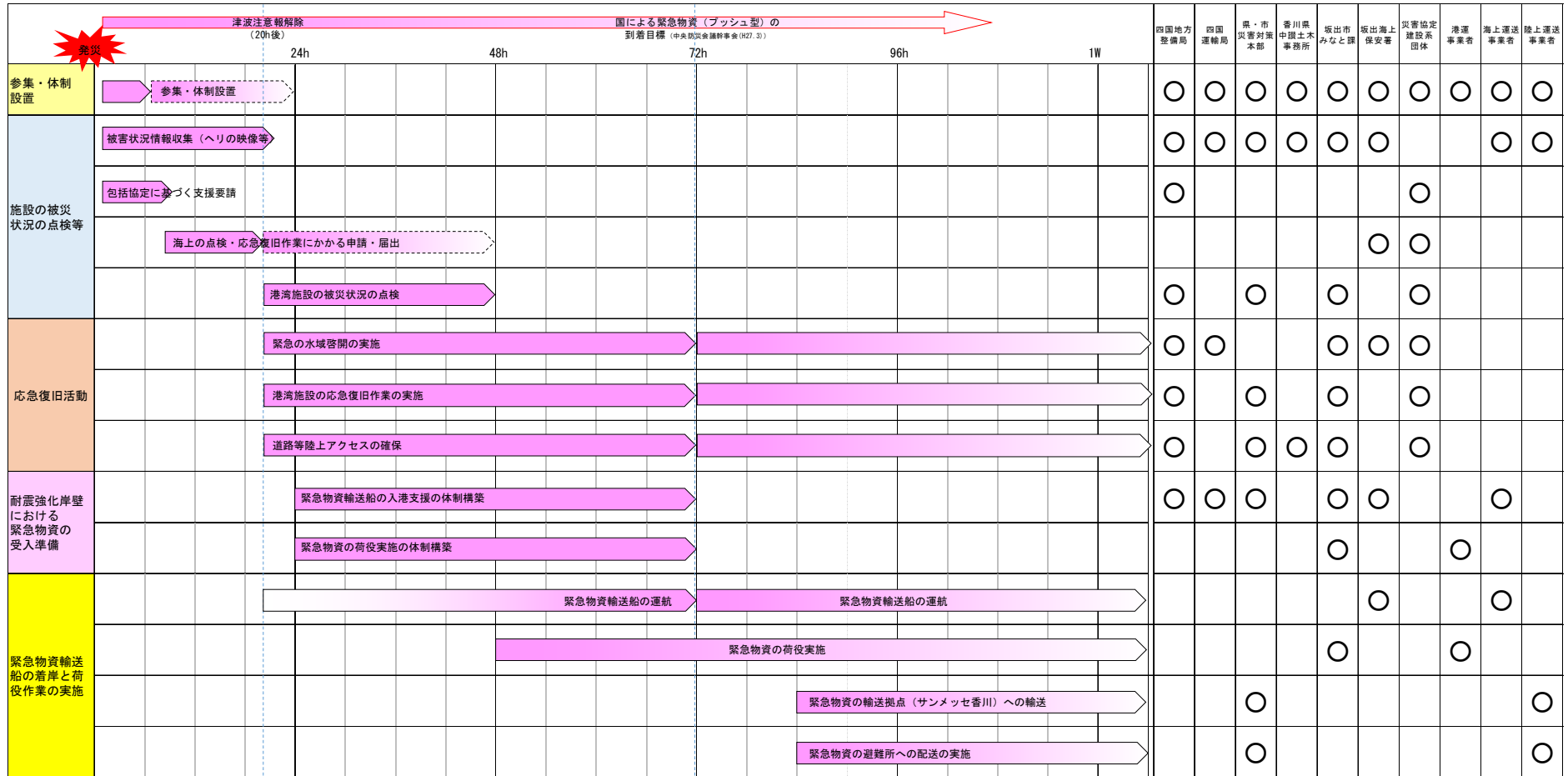
緊急物資輸送の目標時間と行動目標

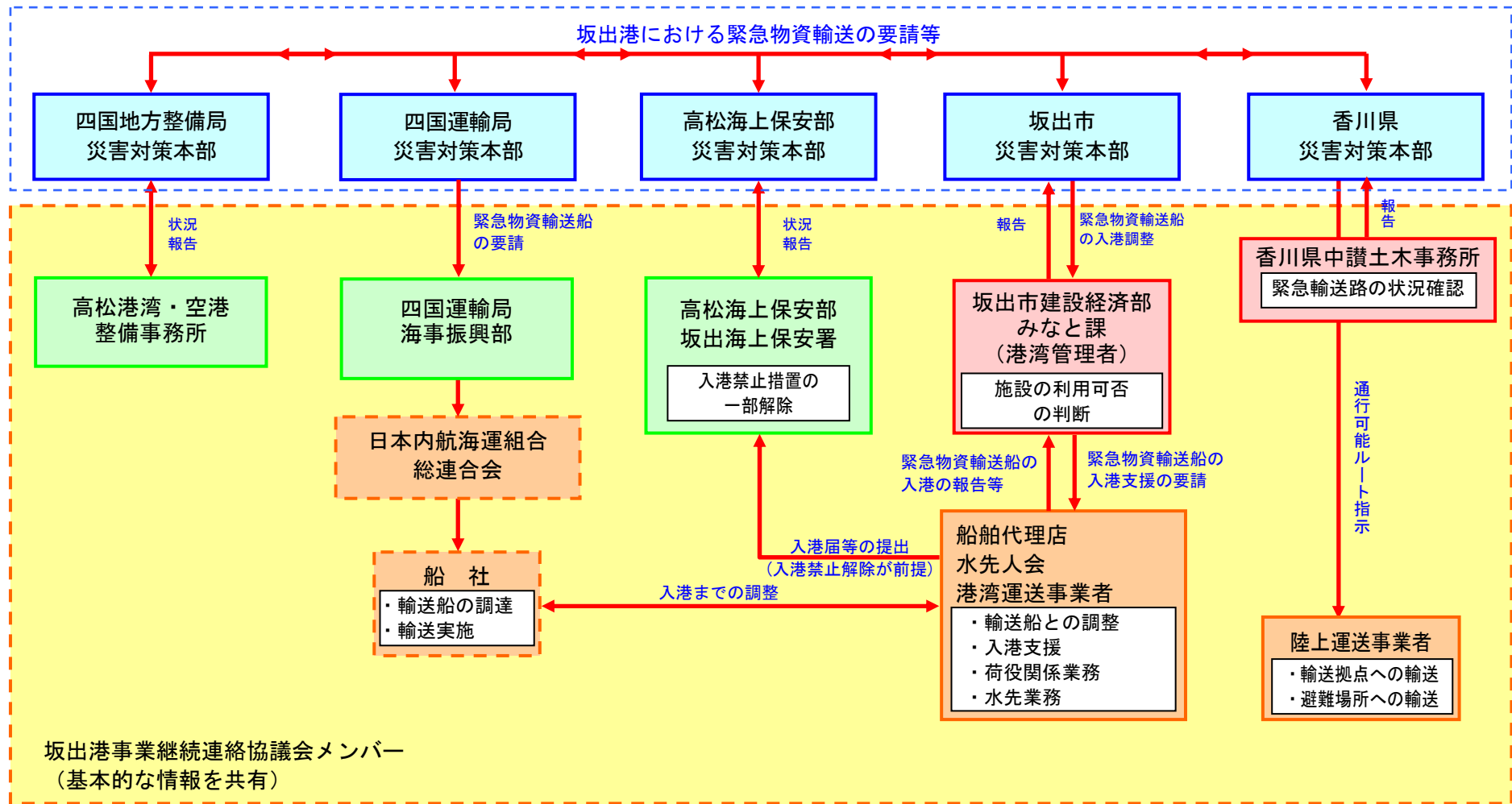
目標時間	行動目標
おおむね 24 時間以内	<ul style="list-style-type: none">・ 応急復旧作業の資機材、要員を調達し、現場まで運搬。・ 耐震強化岸壁と周辺の施設の応急復旧作業の開始。
おおむね 72 時間以内	<ul style="list-style-type: none">・ 西ふ頭地区に至る水域について緊急の水域啓開、障害物の除去の実施、終了。・ 耐震強化岸壁と周辺の施設の応急復旧作業の完了。・ 水域の安全確認、緊急物資輸送船の入港許可の申請・ 耐震強化岸壁における緊急物資輸送船の受入準備。 （着岸支援体制、荷役支援体制の構築）・ 緊急物資輸送船の着岸と荷役作業を開始。
おおむね 84 時間以内	<ul style="list-style-type: none">・ 緊急物資のトラック輸送を開始する。

注) 津波注意報は発災 20 時間後に解除されるものと仮定している。
津波がない場合はタイムラインの時間は 20 時間差し引いた時間となる。

連携及び手順は次ページに示すような流れを想定する。

緊急物資輸送活動の流れと関係主体（例）





※各機関の具体的な連絡先については、巻末の「坂出港事業継続連絡協議会名簿・連絡先一覧」を参照のこと。

緊急物資輸送活動の連絡体制 (案)

4.3.3 エネルギー輸送活動

【考え方】

- ・ 燃料、エネルギーの輸送については、取扱企業の復旧計画と整合を図る。
- ・ 時間の目標は、通常時の備蓄量と発災後の供給量を考慮し、概ね1週間後の操業再開（海上入荷）を想定する。
- ・ 燃油関係の輸送については、タンクローリー等による陸上輸送が想定されることから、番の州地区に接続する道路の啓開状況に留意する。
- ・ 事態想定に火災等まで含めると、当該港湾を介した輸送ではなく、他港・他事業所での代替を考慮する必要がある。

【エネルギー輸送の開始準備】

番の州地区エネルギー関連企業においては、貨物（LNG、石油製品等）入出荷のため、使用可能な施設の確認、入出荷業務に必要な要員の確保などの入出荷に必要な態勢を整える。

緊急物資輸送の目標時間と行動目標

目標時間	行動目標
おおむね 24 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧作業の資機材、要員を調達し、現場まで運搬。 ・ 陸上部（護岸、荷役関連施設等）の点検作業の開始。 ・ 海上の被害状況の情報収集。 ・ 広域的燃料供給体制の構築。 ・ 在庫の出荷開始。
おおむね 1 週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水域施設の被災状況の点検。（申請・届出） ・ 緊急の水域啓開の実施・確認 ・ 陸上部の応急復旧作業の実施。 ・ 道路等のアクセスの確保。 ・ エネルギー関連貨物の運航状況確認。 ・ タンカー等の入港安全対策の構築。
おおむね 1 週間後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操業再開

注) 津波注意報は発災 20 時間後に解除されるものと仮定している。

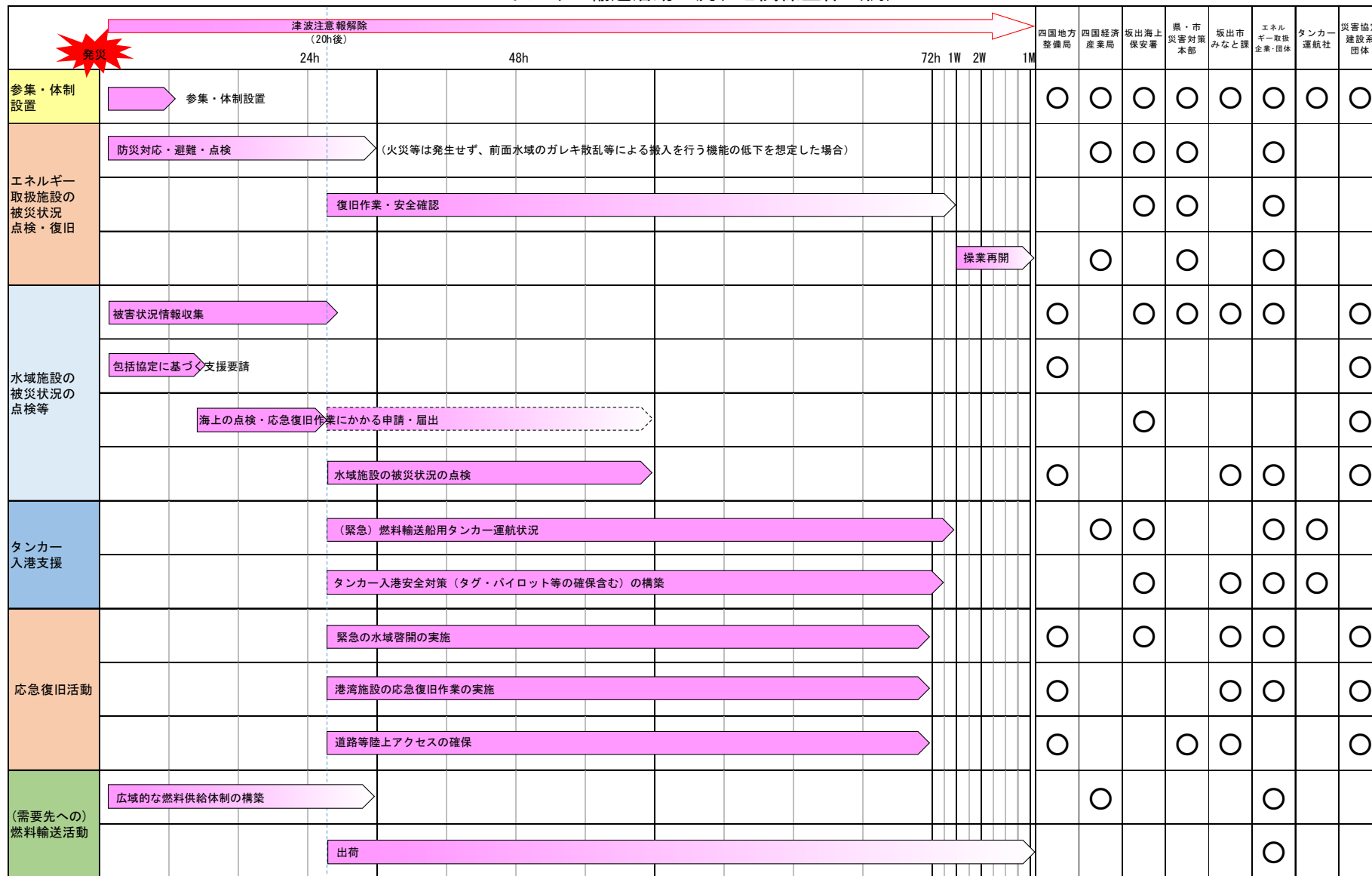
津波がない場合はタイムラインの時間は 20 時間差し引いた時間となる。

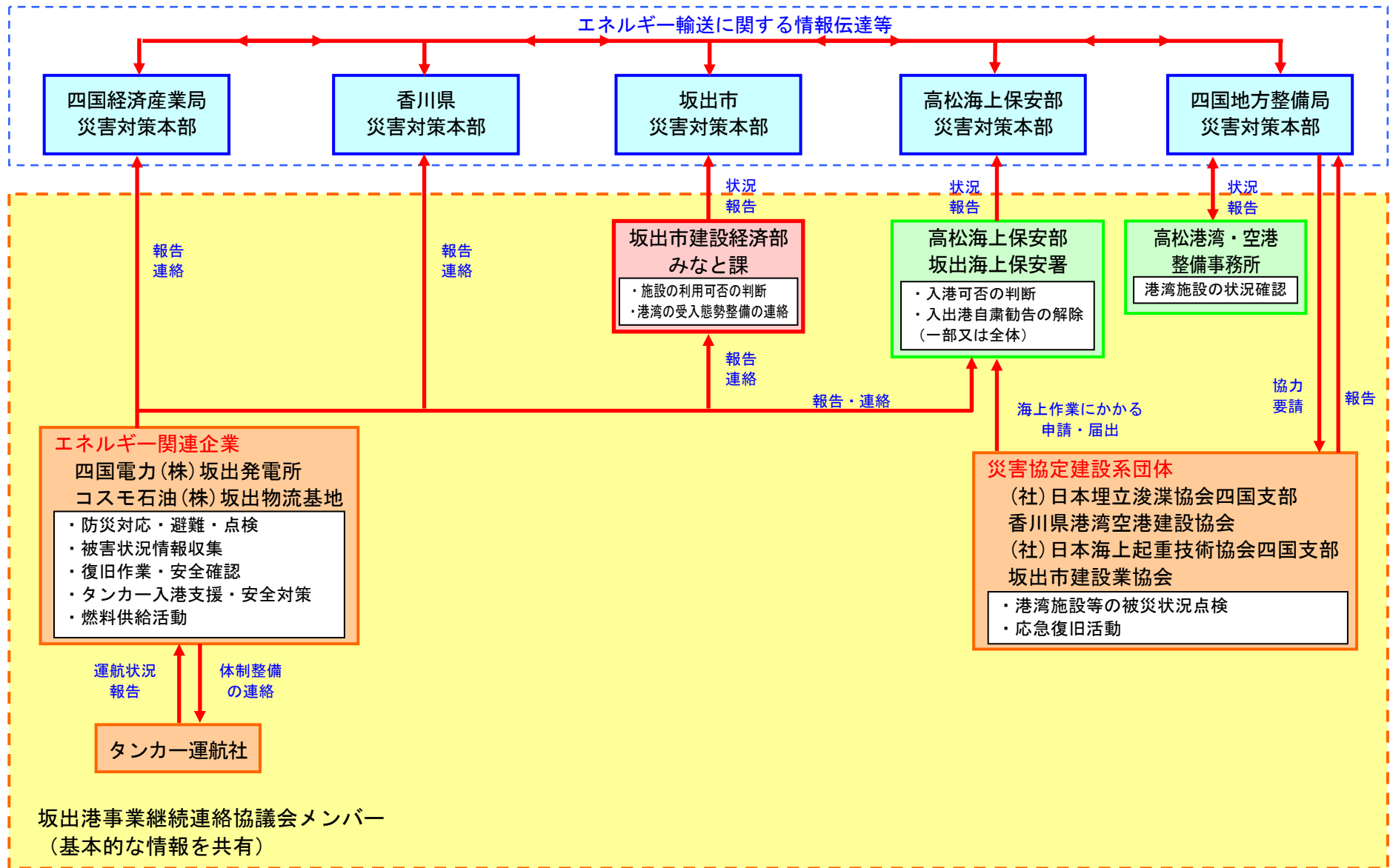
○ 専用棧橋における燃料輸送船の受入準備

- ・ エネルギー関連貨物輸送船が入港、着岸してから直ちに荷役が行えるよう体制を構築する。
- ・ エネルギー関連貨物輸送船の着岸を支援するための、着岸位置の標示や綱取りが実施できる体制を構築する。
- ・ エネルギー関連貨物輸送船が着岸した後、直ちに荷さばきを開始できる体制を構築する。

連携及び手順は次ページに示すような流れを想定する。

エネルギー輸送活動の流れと関係主体（例）





※各機関の具体的な連絡先については、巻末の「坂出港事業継続連絡協議会名簿・連絡先一覧」を参照のこと。

エネルギー輸送活動の連絡体制 (案)

5. マネジメント計画

5.1 事前計画

災害時の対応を迅速かつ的確に行うため、事前対策として、協議会として下表のような取り組みに努める。

事前計画（例）

区分	項目	対策	実施主体
初動時の円滑化	被害調査項目の設定 情報収集・情報提供様式の作成	・ 協議会会員を対象に、港湾物流機能の復旧を考慮した被害調査項目及び内容を設定する	港湾管理者
	B C P 協議会の各会員個別 B C P への反映	・ 港湾 B C P を、協議会会員の B C P や防災計画等に反映する	協議会各会員
	教育・訓練の実施	・ B C P の概要や防災対策の最新知識の習得を目指した教育を行う ・ 情報伝達や応急復旧方針決定の図上訓練等を実施する	協議会各会員
事業継続の円滑化（共通）	がれきや漂流物の仮置場の候補地の検討	・ 航路啓開のためのがれき等の仮置場の候補地を検討する	港湾管理者 地元行政等
事業継続の円滑化（企業物流輸送対応）	教育・訓練の実施	・ B C P の概要や防災対策の最新知識の習得を目指した教育を行う	協議会各会員
		・ 情報伝達や応急復旧方針決定の図上訓練等を実施する	協議会各会員

5.2 教育・訓練計画

①対象者が知識として既に知っていることを実際に体験させることにより身体感覚で覚えさせること、②手順化できない事項に対して適切な判断と意思決定をくだせる能力を鍛えること、③港湾 B C P を検証し、改善にすることを目的に、下表に示すような教育・訓練を定期的に実施する。

なお、いかなる危機的事象が発生しても関係者が臨機応変な対応を行えるようにするためには、平時から当該港湾の利用実態や課題、将来の方向性を関係者が熟知することが重要であり、教育・訓練以外の場においても関係者は職員の教育の取り組みに努める。

教育訓練（例）

教育・訓練の種類	概要	対象者	頻度の目安
初動時円滑化のための教育	B C P の概要や防災対策の最新知識の習得を目指した教育	協議会及び会員	適宜
初動対応に係る情報伝達訓練	情報伝達や応急復旧方針決定の図上訓練等の実施	協議会及び会員	適宜
緊急物資輸送に係る訓練	緊急物資輸送を想定した机上・実働訓練	協議会及び会員	適宜
代替輸送に係る訓練	対象岸壁被災・復旧中において、他岸壁等を利用した輸送を想定した机上訓練	協議会及び会員	適宜

5.3 見直し等の計画

坂出港BCPについては、下表のような項目を基本として、協議会が見直し、改善を行う。

見直し等の計画（例）

項目	頻度あるいは実施時期	備考
有効性の確認	適宜	訓練の評価を踏まえる
連絡体制等の更新	異動の都度	
想定等の更新	新たな知見、リスクが認められた時点	

6. 連絡先

(順不同)

機関・団体・企業名	担当部署名
香川大学危機管理先端教育研究センター	
坂出港振興協会	
坂出港運協会	
坂出港頭倉庫協会	
(一社) 日本埋立浚渫協会 四国支部	
香川県港湾空港建設協会	
坂出市建設業協会	
四国電力(株) 火力本部坂出發電所	
コスモ石油(株) 坂出物流基地	
四国経済産業局 総務企画部	
四国運輸局 総務部	
坂出海上保安署	
神戸税関 坂出税関支署	
広島検疫所 坂出出張所	
神戸植物防疫所 坂出支所	
香川県土木部港湾課	
香川県中讃土木事務所	
四国地方整備局 港湾空港部	
四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所	
坂出市建設経済部	
坂出市総務部 職員課危機監理室	

【事務局】

機関・団体・企業名	担当部署名
四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所	
坂出市建設経済部みなと課	

